

## 板橋区事業系一般廃棄物の最終処分場への持込みに係る取扱要綱

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成11年板橋区条例第49号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成12年板橋区規則第38号。以下「規則」という。）に基づき、事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）を東京都が設置管理する最終処分場（以下「最終処分場」という。）に持込む場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 持込み 事業活動に伴って発生した廃棄物を事業者が自ら運搬し、又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して運搬させ、最終処分場に搬入することをいう。
- (2) 継続持込み 持込みのうち、定期的又は継続的に概ね1週間に1回以上持込む場合で、区長が承認したものをいう。
- (3) 臨時持込み 持込みのうち、臨時に持込む場合及び継続持込みに該当しない場合で、区長が承認したものをいう。
- (4) 自己持込み 持込みのうち、事業者が自ら持込む場合で、区長が承認したものをいう。

### 第2章 最終処分場への持込等

(持込みができる事業者)

第3条 処理施設に廃棄物を持込みすることができる事業者の範囲は、次のいずれかとする。

- (1) 排出事業者
- (2) 区長の許可を得た一般廃棄物処理業者

(持込車両の基準)

第4条 持込みに使用する車両（以下「持込車両」という。）の基準は、次のとおりとする。ただし、一般廃棄物収集運搬業者の持込車両は、板橋区一般廃棄物処理業の許可に関する取扱要綱（以下「一廃許可要綱」という。）の規定を満たしているものとする。

- (1) 原則として、自動排出機能を有していること。
- (2) 自動車検査証（以下「車検証」という。）を発行する管轄が、東京都及びその隣接した地域の陸運支局や自動車検査登録事務所にあること。
- (3) 車両の使用権限が申請者にあると確認ができるものであること。使用賃借している車両である場合は、借受名義が申請者と同一（車検証の使用者欄が申請者名義となっていることをいう。）であること。
- (4) 最終処分場の管理者が定める規定に反していないこと。

(車両重量の算定方法)

第5条 持込車両の重量は、原則として、車検証により算定するものとする。

- 2 区長は、車検証による車両重量の算定が実情に合わないとする場合は、持込車両を空車状態で計量を行い、車両重量を算定することができる。
- 3 前2項で規定する算定方法は、別に資源環境部長が定める「板橋区事業系一般廃棄物の持込みに係る取扱実施細目」による。
- 4 車両重量に疑義が生じた場合については、最終処分場の管理者と協議のうえ、算定する。

第3章 継続持込扱い

(継続持込みの承認手続き)

第6条 継続持込みの承認を受けようとする者は、廃棄物の排出場所の所在地を所管する清掃事務所に廃棄物継続持込申請書兼プリパンチカード等貸付申請書(別記第1号様式)及び排出場所一覧表(別記第2号様式)を提出するものとする。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、次の要件を満たす場合に限り、廃棄物継続持込承認書(別記第3号様式)を交付する。
  - (1) 持込みの実績があり、週1回程度以上の持込みが予想されること。
  - (2) 申請時に、廃棄物処理手数料を滞納していないこと。
  - (3) 申請する車両は、第4条の規定を満たしていること。
  - (4) 最終処分場の管理者が定める規定に反していないこと。
  - (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、条例及び規則の規定に反していないこと。
- 3 廃棄物継続持込承認書は、当該事業者が継続持込みに使用する車両(以下「継続持込車両」という。)を単位として交付するものとする。
- 4 継続持込みの承認期間は、1年を限度とし、年度をわたらないものとする。ただし、一般廃棄物収集運搬業者については、業の許可期間に準じ、1年を限度として、年度をわたり承認することができる。
- 5 区長は、次の各号に規定する継続持込みを承認するときは、廃棄物継続持込承認書に当該各号に定める表示をするものとする。
  - (1) 規則第44条及び東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則第14条の規定に該当する場合は、「減免」と表示する。
  - (2) 一廃許可要綱第2条第6号により規定する車両の場合は、「予備車」と表示する。
- 6 区長は、最終処分場の管理者から継続持込業者の承認に関する情報の照会があったときは、情報の提供を行うものとする。
- 7 区長は、廃棄物継続持込承認書を交付したときは、廃棄物継続持込承認書交付簿兼プリパンチカード等貸付簿(別記第4号様式)に記載するものとする。

(プリパンチカード等の貸付け等)

第7条 プリパンチカード等(以下「カード」という。)の貸付けを受けようとする者は、区長

に廃棄物継続持込申請書兼プリパンチカード等貸付申請書を提出するものとする。

- 2 区長は、前項の申請内容を調査し、適当であると認めるときは、プリパンチカード等貸付決定書（別記第5号様式）を交付し、カードを貸付けるものとする。
- 3 カードは、継続持込車両1台につき1枚を貸付けるものとする。
- 4 カードの貸付け期間は、継続持込みの承認期間とする。
- 5 継続持込みの申請を行った者が、カードの貸付けの決定を受けたときは、廃棄物継続持込承認書交付簿兼プリパンチカード等貸付簿の貸付確認欄に記名し、押印するものとする。
- 6 区長は、カードを貸付けたときは、廃棄物継続持込承認書交付簿兼プリパンチカード等貸付簿に記載するものとする。

（変更等の手続き）

第8条 継続持込業者は、継続持込車両の代替、排出場所等の変更があったときは、その変更事項について、改めて継続持込みの申請を行わなければならない。この場合において区長は、前2条に規定する手続きを行うとともに、従前の廃棄物継続持込承認書及びカードの返還を求めなければならない。

- 2 区長は、前項に規定するほか、継続持込みの承認内容に変更が生じたときは、継続持込業者から、廃棄物継続持込承認書及びカードの返還を求め、変更内容に応じた手続きを行うものとする。
- 3 区長は、最終処分場の管理者から継続持込業者の承認の変更に関する情報の照会があったときは、情報の提供を行うものとする。

（紛失等の手続き）

第9条 継続持込業者は、廃棄物継続持込承認書又はカードを紛失し、又はき損したときは、廃棄物継続持込承認書・カード紛失・き損届（別記第6号様式）により直ちに区長に届出なければならない。

- 2 区長は、前項の規定による届の内容を調査し、やむを得ない理由によるものと認められるときは、廃棄物継続持込承認書の再交付又はカードの再貸付けをすることができる。この場合において、再交付する承認期間又は再貸付けの期間は、当初の承認期間又は貸付けた期間とする。

（代車の使用手続き）

第10条 継続持込業者は、継続持込車両が故障又は車検の理由により使用できない場合であって、代車を使用しようとするときは、区長に代車等使用申請書（別記第7号様式）により申請を行い、代車等使用承認書（別記第8号様式）の交付を受け、継続持込みができるものとする。

- 2 継続持込業者は、代替又は車両重量の変更の理由によりカードを作成中のため、継続持込みができない当該車両を使用しようとするときは、次の要件を満たす場合に限り、区長に代車等使用申請書により申請を行い、代車等使用承認書の交付を受け、継続持込みができるものとする。

- (1) 廃棄物継続持込申請書兼プリパンチカード等貸付申請書により継続持込みの申請中であること。
  - (2) 代替のためにカードを作成中の場合は、一般廃棄物収集運搬業者にあつては、該当車両について、規則第54条に規定する変更届を提出していること。
  - (3) 車両重量の変更のためにカードを作成中の場合は、第5条の規定により算定していること。
- 3 代車等として申請できる車両は、原則として継続持込車両と同一の車体形状等のものとし、代車等の承認期間は、当該車両がカードによる持込みを開始できるまでの必要最低限の期間とし、最長でも1か月未満とする。
  - 4 代車等使用承認書の交付及び返還は、代車等を使用する対象となった継続持込車両の廃棄物継続持込承認書及びカードと引き替えに行うものとする。

#### 第4章 臨時持込扱い

(臨時持込みの承認)

- 第11条 最終処分場への臨時持込みの承認を受けようとする者は、廃棄物臨時持込申込書兼廃棄物処理票（別記第9号様式の1）により区長に申請するものとする。
- 2 区長は、前項の申請があつたときは、次の要件を満たす場合に限り、廃棄物臨時持込連絡書（別記第9号様式の2）を交付し、最終処分場に提出させるものとする。
  - (1) 申請する車両は、第4条の規定を満たしていること。
  - (2) 最終処分場の管理者が定める規定に反していないこと。
  - (3) 法並びに条例及び規則の規定に反していないこと。

#### 第5章 持込みにおける留意事項

(関係規定の遵守)

- 第12条 持込みをする者（以下「持込業者」という。）は、持込みを行う上での管理責任等において、廃棄物の処理に係る法令及び道路交通法等、車両運行等に係る法令を守らなければならない。
- 2 持込業者は、最終処分場の管理者が規定する受入基準を遵守しなければならない。

(廃棄物継続持込承認書の取扱い等)

- 第13条 継続持込業者は、継続持込みにあつては、必ず廃棄物継続持込承認書を提示しなければならない。
- 2 継続持込みは、区長が承認した廃棄物に限るものとする。
- 3 継続持込業者は、廃棄物継続持込承認書を紛失・き損しないように保管しなければならない。

(カードの取扱い)

- 第14条 継続持込業者は、カードを不携帯で継続持込みすることはできない。ただし、第10条に規定する場合を除く。
- 2 継続持込業者は、カードをき損・変形させないように丁寧に取扱い、紛失・盗難防止の措

置を講じなければならない。

3 継続持込業者は、カードを転貸するなどの不正使用をしてはならない。

(持込ごみ量の遵守)

第15条 継続持込業者は、承認された持込ごみ量を守らなければならない。

2 継続持込業者は、承認された持込ごみ量に増減が見込まれる場合は、速やかに区長に届出なければならない。

#### 第6章 継続持込みの承認の停止

(継続持込みの承認の停止)

第16条 区長は、次のいずれかに該当する行為があったときは、当該持込車両の廃棄物継続持込承認書の提出を求め、最終処分場への継続持込みを停止し、臨時持込み扱いとすることができる。

- (1) 持込みにおいて、前3条の規定に反したとき。
- (2) 処理施設の通行指定道路及び通行禁止道路を守らず持込みをしたとき。
- (3) 廃棄物継続持込承認書の不正使用が認められたとき。

2 区長は、次のいずれかに該当する行為があったときは、継続持込業者から当該業者の全ての廃棄物継続持込承認書の提出を求め、継続持込みを停止し、臨時持込み扱いとすることができる。

- (1) 前項の規定により、当該持込車両の継続持込承認の停止を受け、臨時持込みとなっている者が、区長又は最終処分場の管理者の指導にもかかわらず、前項に規定する行為を続け、改善が認められないとき。
- (2) 廃棄物処理手数料の滞納があったとき。
- (3) カードを転貸するなどの、不正使用が認められたとき。
- (4) 最終処分場の管理者から承認の停止依頼があったとき。

3 区長は、前2項の規定による臨時持込み扱いにおいて、区長又は最終処分場の管理者の指導により改善が認められたときは、廃棄物継続持込承認書及びカードを返還するものとする。

(継続持込みの承認の取消し)

第17条 区長は、次のいずれかに該当する行為があったときは、継続持込業者の全ての継続持込みの承認を取り消し、臨時持込み扱いとすることができる。

- (1) 前条第1項及び第2項の規定による臨時持込み扱いにおいて、区長及び最終処分場の管理者の指導にもかかわらず、前条第1項各号及び第2項各号に規定する行為を続け、改善が認められないとき。
- (2) 継続持込車両の改造等がされているにもかかわらず、区長への届出がなく、悪質であると認められたとき。
- (3) 最終処分場の管理者から承認の取消し依頼があったとき。

(管理者等への通知)

第18条 区長は、前2条の規定に基づく処分等を行った場合においては、遅滞なく関係区長

及び最終処分場の管理者に通知しなければならない。

(協議)

第19条 区長は、この要綱に基づき、廃棄物の持込みを円滑に行うため、必要に応じて、最終処分場の管理者と協議することができる。

2 区長は、最終処分場の管理者から協議を求められた場合には、その協議に応じなければならない。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。



## 排 出 場 所 一 覧 表

	名 称	住所（電話）	収集量 ト/月	収集回数 ／月	排出場所コード (無い場合は記入不要)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

- (注) (1) 廃棄物継続持込申請書に添付して申請すること。  
 (2) 許可業者の場合は、許可申請の添付書類「作業場所及び処理量」の写しでも可とする。



第3号様式（要綱第6条関係）（表）

廃棄物継続持込承認書

												調 査	/	/	/	/	/
持 込 者	名称						許可番号	有 一 廃 第 _____ 号		許可日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		無					
	住所													電話番号 ( _____ )			
事業者コード番号		車 両 重 量			自動車登録番号			車 種									
		車検	空車	kg													
持込承認期間		_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで					コンテナ 有 ( _____ 個・無										
排 出 場 所																	
持込承認廃棄物																	
持 込 先																	
上記のとおり継続持込みを承認します。												交付番号					
_____ 年 _____ 月 _____ 日												承認前通用					
板 橋 区 長												有 ・ 無					
印																	

第3号様式（裏）

注意事項

- 1 持込みの際は、本書を携帯し、指定処理施設の受付係員に提示してください。  
提示のない場合は、プリパンチカードを携帯していても、持込むことはできません。
- 2 本書を紛失又はき損したときには、速やかに清掃事務所に届出をして、再交付を受けてください。
- 3 本書を他人に貸与するなど不正使用したときには、持込みの承認を取消します。
- 4 発行者印のないものは無効です。
- 5 承認されている内容が変更したときは、速やかに清掃事務所へ届出てください。
- 6 持込承認の期間が終了したときは、必ず清掃事務所へ返却してください。

	...				

	.....	.....	.....		
	.....	.....	.....		
	.....	.....	.....		
	.....	.....	.....		
	.....	.....	.....		


--	--	--	--	--	--

	.....	.....	.....		

様

板橋区長

印

プリパンチカード貸付決定書

年 月 日付けで申請のあったプリパンチカードの貸付けについては、下記のとおり決定したので、通知します。

貸付数量	枚					
内 訳		自動車登録番号	車両重量算定		自動車登録番号	車両重量算定
	1		車検・空車	8		車検・空車
	2		車検・空車	9		車検・空車
	3		車検・空車	10		車検・空車
	4		車検・空車	11		車検・空車
	5		車検・空車	12		車検・空車
	6		車検・空車	13		車検・空車
	7		車検・空車	14		車検・空車
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで					
注意事項 (1) プリパンチカードは、き損、変形させぬよう丁寧に扱い、盗難防止の措置等を講ずること。き損、盗難等の事故にあったときは、速やかに所管の清掃事務所に届け出ること。 (2) プリパンチカードは、転貸するなどの不正使用はしないこと。 (3) プリパンチカードの作成後に、車両重量に変更が生じる場合には、事前に所管の清掃事務所に相談のうえ、適正に処理すること。 (4) コンテナ（アームロール）車の場合は、コンテナの数量や仕様等に変更が生じるときは、所管の清掃事務所に必ず届け出ること。 (5) その他、プリパンチカードの使用及び搬入については、係員の指示に従うこと。						

年 月 日

（あて先） 板 橋 区 長

持込区分 許可業者 ・ 自己持込み

（申請者）住所

名称

代表者名

電話番号

印

廃棄物継続持込承認書  
 プリパンチカード 紛失・き損届

既に交付又は、貸付けを受けている廃棄物継続持込承認書・プリパンチカードのうち、下記の  
 廃棄物継続持込承認書 ・ プリパンチカード を 紛失 ・ き損 したので、届け出ます。

事業者コード			
紛失・き損したもの	(該当のものに○)		(枚数を記入)
	・ 廃棄物継続持込承認書		枚
	・ プリパンチカード		枚
内 訳	自動車登録番号	承認書の交付番号	備 考
紛失・き損の理由 (具体的に記入すること)			
今後の取扱い (再発防止のための改善策や、発見された場合の処理等について、具体的に記入すること)			

（あて先）板橋区長

持込区分 許可業者 ・ 自己持込み

（申請者）住所

名称

代表者名

印

電話番号

### 代車等使用申請書

板橋区事業系一般廃棄物の持込みに係る取扱要綱第10条の規定により、代車等の使用承認を受けたいので、次のとおり申請します。

申請理由 (該当のものに○)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検時の代車</li> <li>・故障時の代車</li> <li>・代替のためプリパンチカード作成中</li> <li>・車両重量変更のためプリパンチカード作成中</li> </ul>		
事業者コード	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div>	許可業者の場合は、 許可番号	一廃第 号
承認されている車両	車両重量	車検・空車 kg	
	自動車登録番号		
	車種		
代車等で使用する車両	重量の算定方法 (該当に○)	車 検 ・ 空 車	
	自動車登録番号		
	車種		
申請期間	年 月 日 から 年 月 日まで		

- (注) (1) 代車等で使用する車両の自動車検査証の写し又は空車計量証明書の写しのいずれかを添付すること。  
 (2) 代車等が承認された場合には、代車等使用前の承認車両の廃棄物継続持込承認書とプリパンチカードは、返還すること。  
 (3) 代車等承認期間内に使用の必要がなくなった場合には、速やかに清掃事務所に報告するとともに、代車使用を中止すること。

様

板橋区長 印

### 代車等使用承認書

年 月 日付けで申請のあった、代車等使用申請については、下記のとおり承認することとしたので、通知します。

事業者コード番号		許可業者の場合は、 許 可 番 号	一 廃 第 号
車 両 重 量	車検・空車 kg	最大積載量	kg
自動車登録番号			
車 種			
承 認 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

- (注) (1) 代車等により事業系一般廃棄物を持ち込む場合には、この「代車等使用承認書」を携帯し、処理施設の受付に提示すること。
- (2) 代車等により事業系一般廃棄物を持ち込む場合には、搬入時間に制限があるので注意すること。
- (3) 代車等使用期間終了後は、速やかに「代車等使用承認書」を返還すること。
- (4) 「代車等使用承認書」の返還は、代車等の対象となった承認車両の廃棄物継続持込承認書及びプリパンチカードとの差し替えとする。
- (5) その他、「代車等使用承認書」の使用にあたっては、係員の指示に従うこと。

廃棄物臨時持込申込書兼廃棄物処理票				
持込年月日		年 月 日		
持込者	住所			
	名称・電話	TEL		
	業種			
排出場所	名称・電話	TEL		
	住所			
廃棄物種類	厨芥	kg	道路公園	kg
	紙くず	kg	その他	( ) kg
	木くず	kg	全 体 量	kg
	植木くず	kg		
	繊維くず	kg		
最大積載量		kg	車種	平ボディ・ダンプ・その他
搬入先		埋立処分場		
車両番号		車両重量		kg
		※標準装備重量		kg
計量総重量 (kg)		計		kg
算定量及び金額		算定量 (kg)	単価 (円)	減免率 (%)
		¥		
No. _____				
(あて先) 板橋区長 様 上記のとおり申請します。				
申請者確認事項				
搬入する廃棄物については、次の各項目に該当するものが積載されていないことを確認します。 これらの確認事項に反した場合は、当該廃棄物を持ち帰ります。				
1 危険物・有害物は積載していません。 2 産業廃棄物は積載していません。 3 資源化・再利用可能物は積載していません。 4 工場搬入可能な可燃ごみは積載していません。 5 破砕不適物等は積載していません。			年 月 日 運転手氏名	
受付年月日		年 月 日		
受付場所		板橋区	清掃事務所	電話番号 ( )
係員氏名		印		

※ 標準装備重量とは工具等装備品の重量に運転者平均体重 60 kgを加えた重量です。

廃 棄 物 臨 時 持 込 連 絡 書					
持込年月日		年                      月                      日			
持込者	住所				
	名称・電話	TEL			
	業種				
排出場所	名称・電話	TEL			
	住所				
廃棄物種類	厨芥	kg	道路公園	kg	
	紙くず	kg	その他	(                      )	kg
	木くず	kg	全 体 量	kg	
	植木くず	kg			
	繊維くず	kg			
最大積載量	kg	車種	平ボディ・ダンプ・その他		
搬入先	埋立処分場				
車両番号			車両重量	kg	
			※標準装備重量	kg	
計量総重量 (kg)			計	kg	
算定量及び金額	算定量 (kg)	単価 (円)	減免率 (%)	金額 (円)	
				¥	
整理番号				No. _____	
申請者確認事項					
搬入する廃棄物については、次の各項目に該当するものが積載されていないことを確認します。 これらの確認事項に反した場合は、当該廃棄物を持ち帰ります。					
1 危険物・有害物は積載していません。 2 産業廃棄物は積載していません。 3 資源化・再利用可能物は積載していません。 4 工場搬入可能な可燃ごみは積載していません。 5 破砕不適物等は積載していません。			年                      月                      日 運転手氏名		
受付年月日	年                      月                      日	受付場所	板橋区	清掃事務所	電話番号 (                      )
係員氏名			印		

※ 標準装備重量とは工具等装備品の重量に運転者平均体重 60 kgを加えた重量です。